

## 公 告

この度、滋賀県彦根市の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）を県営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作または養畜の業務を営まない者であって、その農用地についてこの事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年3月18日までに関係市町の農業委員会に申し出られたい。

令和8年3月4日

## 記

- 1 県営宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画概要書
- 2 県営宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）によって造成される施設  
の予定管理方法等
- 3 県営宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）における事業費の負担区  
分の予定および地元負担の予定基準